

# 重 要 事 項 説 明 書

## (介護保険 指定訪問看護)

宇和島市立津島病院

## 重要事項説明書 指定訪問看護

### 1 事業の目的及び運営の方針

事業者（訪問看護）は、介護保険法など関係法のもとに訪問看護を提供するため、訪問看護師が、主治医の指示に基づき、利用者に対して看護を提供することにより心身の維持回復を図り、その居宅（自宅）において在宅療養が継続できるように支援することを目的とします。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 2 事業所所在地および事業実施について

#### （１）事業所について

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 事業所名  | 宇和島市立津島病院           |
| 事業所番号 | 3810310494          |
| 管理者名  | 宇和島市立津島病院 院長 松久 進   |
| 所在地   | 愛媛県宇和島市津島町高田丙 15 番地 |
| 連絡先   | 0895-32-2011（代表）    |

#### （２）事業所の営業日及び営業時間

|               |                          |
|---------------|--------------------------|
| 営業日及び<br>営業時間 | 月曜日～金曜日 8：30～17：15       |
| 営業しない日        | 土日祝日<br>年末年始 12月29日～1月3日 |

※緊急時は 24 時間連絡体制をとっています。必要に応じて訪問を行います。

※時間帯により料金が異なります。

#### （３）事業所の事業実施地域

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 実施地域 | 宇和島市津島町及び周辺地域（島しょ部除く） |
|------|-----------------------|

#### （４）事業所の職員体制

管理者 宇和島市立津島病院 院長 松久 進

| 職 種                | 職 務 内 容                        | 人員数    |
|--------------------|--------------------------------|--------|
| 管 理 者              | 主治医の指示に基づき適切な看護が行われるよう管理を行います。 | 常勤 1 名 |
| 訪 問 看 護<br>ス タ ッ フ | 在宅における訪問看護                     | 常勤 2 名 |

### 3 訪問看護の内容及び費用について

#### (1) 内容について

|           | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 訪問看護計画の作成 | 主治医の指示並びに居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況を評価し、具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。                                                                                                                                                                                                    |
| 訪問看護      | 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護を提供します。<br>内容<br>・ 血圧、体温、脈拍測定及び栄養状態、健康状態の観察<br>・ 食事、排泄、清潔に関する日常生活の援助、助言<br>・ 栄養管理<br>・ 糖尿病ケア<br>・ 呼吸療法<br>・ 排泄ケア<br>・ 認知症ケア<br>・ 口腔ケア・摂食・嚥下障害へのケア<br>・ 褥瘡の予防、処置<br>・ 基本的日常生活動作の維持・回復に向けたケア<br>・ 療養生活、介助方法の指導、家族支援<br>・ 生活に即したリハビリテーションの指導、訓練<br>・ 住環境に関する整備の助言や福祉用具の選択、助言 |

#### (2) 訪問看護利用の際の留意事項

本事業所職員は次の行為は行いません。

- ・ 利用者または家族の金銭、預金通帳、証書、書類などの預かり。
- ・ 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受。
- ・ 利用者の同居家族に対する看護の提供。
- ・ 利用者の居宅（自宅）での飲酒、喫煙、飲食。
- ・ 身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為。（利用者または第三者の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除く）
- ・ その他利用者または家族などに対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為。

(3) 訪問看護利用料（介護保険を適用する場合）について

| 項 目           | 単 位    |
|---------------|--------|
| 訪問看護基本料金（看護師） |        |
| 20分未満         | 266 単位 |
| 30分未満         | 399 単位 |
| 30分以上1時間未満    | 574 単位 |
| 1時間以上1時間30分未満 | 844 単位 |

※利用者負担金（1割）について、計算上の円未満端数については四捨五入

(4) 訪問看護利用料 主な療養費・加算項目（介護保険を適用する場合）

| 項 目           | 単 位     |
|---------------|---------|
| 複数名訪問加算       |         |
| 30分未満         | 254 単位  |
| 30分以上         | 402 単位  |
| 長時間訪問看護加算     | 300 単位  |
| 緊急時訪問看護加算Ⅱ    | 315 単位  |
| 特別管理加算Ⅰ       | 500 単位  |
| 特別管理加算Ⅱ       | 250 単位  |
| ターミナルケア加算     | 2500 単位 |
| 初回加算Ⅰ         | 350 単位  |
| 初回加算Ⅱ         | 300 単位  |
| サービス提供体制強化加算Ⅰ | 6 単位    |
| 口腔連携強化加算      | 50 単位   |

(5) その他の費用について

|                                                        |                                                          |
|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 交通費                                                    | 利用者の居宅（自宅）が、宇和島市の地域を超えて訪問した場合は1km20円に相当する交通費の実費を請求いたします。 |
| 訪問看護実施に必要となる利用者の居宅（自宅）で使用する電気、ガス、水道等の費用は利用者の別途負担となります。 |                                                          |
| 在宅で看取りをされた場合、死後の処置の代金（自費¥3,180＋税）を徴収させていただきます。         |                                                          |

(6) 利用料の支払い方法

|               |                                                                                                                                         |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利用料<br>利用者負担額 | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用料利用者負担額、その他の費用は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</li> <li>支払の際に領収書をお渡ししますので必ず保管されますようお願いいたします。</li> </ul> |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 4 個人情報保護法に基づく当事業所の個人情報保護について

- ・ 事業者は利用者個人の情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・ 事業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者にもらしません。
- ・ また、事業者である期間及び事業者でなくなった後においても継続します。
- ・ 事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録媒体については、管理者による最善な注意をもって管理し、また処分、廃棄の際にも漏えいを防止するものとします。
- ・ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加、削除を求められた場合は遅延なく調査をおこなった上で、必要な範囲内で訂正、追加、削除を行うものとします。（開示の際に複写等が必要な場合は利用者負担となります）

#### 5 緊急時の対応方法について

訪問看護実施中に利用者に病状の急変がみられた場合、また必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な処置を講じるとともに、事前の打ち合わせにより利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

|         |     |       |
|---------|-----|-------|
| 利用者の主治医 | 氏 名 |       |
| 緊急連絡先   | 氏 名 | (続柄 ) |
|         | 住 所 |       |
|         | 連絡先 | 自宅電話  |
|         |     | 携帯電話  |
|         | 氏 名 | (続柄 ) |
|         | 住 所 |       |
|         | 連絡先 | 自宅電話  |
|         |     | 携帯電話  |

#### 6 事故発生時の対応方法について

訪問看護実施中に事故が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡等、必要な処置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

利用者に対する賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。当事業所は病院賠償責任保険に加入しています。

## 7 身分証携行

当事業所職員は、常に身分証を携行し、訪問時及び、利用者又は利用者のご家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

## 8 訪問看護実施の記録

- ・訪問看護実施ごとに記録を行うこととし、記録は訪問看護実施日から2年間保存します。
- ・利用者は事業者に対して保存される記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ・利用者の健康手帳の医療の記録に関わるページに必要な事項を記載します。

## 9 訪問看護に関する相談、苦情について

利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

- ・事業者窓口

【宇和島市立津島病院】

担当者 看護部長 近平 美和 電話 0895-32-2011

【受付日及び受付時間】

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

- ・その他窓口

【宇和島市役所高齢者福祉課】

宇和島市曙町1番地 電話 0895-24-1111

【愛媛県国民健康保険団体連合会】

松山市高岡町101番地1 電話 089-968-8700

上記内容について、「指定居宅サービスなどの事業人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき利用者に説明を行いました。

令和 年 月 日

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 事業所名  | 宇和島市立津島病院         |
| 事業所番号 | 3810310494        |
| 管理者名  | 宇和島市立津島病院 院長 松久 進 |
| 所在地   | 愛媛県宇和島市津島町高田丙15番地 |
| 連絡先   | 0895-32-2011（代表）  |

上記の内容の説明を事業者から確かに受け付けました。

|     |    |        |
|-----|----|--------|
| 利用者 | 住所 |        |
|     | 氏名 | ㊞      |
| 代理人 | 住所 |        |
|     | 氏名 | ㊞（続柄 ） |